

品川区いじめ被害者等支援事業補助金交付要綱

制定 令和6年 6月10日 区長決定 要綱第235号

改正 令和8年 3月31日 区長決定 要綱第49号

(目的等)

- 第1条 この要綱は、品川区いじめ防止対策推進条例(平成28年品川区条例第33号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき、いじめを受けた、またはいじめを行った児童・生徒に対し必要な支援を行うことにより、これら児童・生徒が安心・安全に教育を受けることができることを目的として、品川区いじめ被害者等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。
- 2 補助金の交付については、品川区補助金等交付規則(昭和39年品川区規則第4号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業は、いじめを受けた、またはいじめを行った児童・生徒の保護者が、当該いじめを解決するために行う別表の事業名の各欄に掲げる事業(以下「補助対象事業」という。)とする。

(補助金の対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、前条の保護者のうち、補助対象事業に係る別表の補助要件の欄の各号すべてを満たす者とする。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、補助対象事業ごとに、別表の補助対象経費の欄に掲げる費用(以下「補助対象経費」という。)と補助基準額の欄に定める額(以下「補助基準額」という。)のいずれか低い額を合計した額とし、予算の範囲内において交付する。
- 2 補助対象経費が複数年度にわたり発生している場合の補助基準額については、当該補助基準額から各年度で既に交付した補助金の額を除いたその余の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、品川区いじめ被害者等支援事業補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の金額を証明するための書類(領収書等)
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定により申請があったときは、補助要件および補助対象経費に適合するか審査し、補助金を交付することを決定したときは、品川区いじめ被害者等支援事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の交付決定に必要な条件を付けることができる。

(補助金の変更交付申請)

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者は、第6条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、補助金変更申請書を提出しなければならない。

(補助金の請求等)

第9条 第7条の規定による通知を受けた申請者は、品川区いじめ被害者等支援事業補助金請求書により区長に請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消しおよび返還)

第10条 区長は、申請者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、区長室長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 いじめがその発生からいじめを受けた児童・生徒の救済まで相当程度の時間を要することに鑑み、この要綱の適用日前に学校がいじめと認知したものまたは区長がいじめと判断したものであって、区長がその支援を必要と認めるものについても適用

する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表

| 事業名 | 補助要件 | 補助対象経費 | 補助基準額 |
|-------------------|---|--|------------------------------------|
| <p>弁護士費用等支援事業</p> | <p>(1) 補助金の申請者が品川区内に住所を有していることまたは品川区内に住所を有しているが、いじめを要因として品川区外に住所を有するに至ったこと。</p> <p>(2) いじめを受けた児童等の保護者が、当該いじめの解決のために弁護士に相談し、または訴訟等の法的手続を委任すること。</p> <p>(3) いじめを受けた児童等の保護者が行う弁護士への相談または訴訟等の法的手続が、当該いじめの解決のためにやむを得ないと区長が認めること。</p> | <p>いじめを解決するための弁護士への相談または委任に係る以下に掲げる費用</p> <p>(1) 相談料</p> <p>(2) 調停および示談交渉に要する費用</p> <p>(3) 告訴および検察審査の申立等に要する費用</p> <p>(4) 内容証明郵便の作成に要する費用</p> <p>(5) 民事訴訟の提起に要する費用(着手金に限る。)</p> <p>(6) 相談に係る交通費(児童等またはその保護者が弁護士の事務所への往復に交通機関を利用した場合の利用料に限る。)</p> | <p>いじめ事案1件当たり</p> <p>300,000 円</p> |
| <p>転校費用等支援事業</p> | <p>(1) 補助金の申請者が品川区内に住所を有することまたは</p> | <p>児童等の転校に要する以下の費用</p> <p>(1) 転校先の学</p> | <p>いじめ事案1件当たり</p> <p>150,000 円</p> |

| | | | |
|----------------------|---|---|------------------------|
| | <p>品川区内に住所を有していたがいじめを要因として品川区外に住所を有するに至ったこと。</p> <p>(2) 現にいじめを受けている児童等またはいじめを行っている児童等(以下「加害児童等」という。)の保護者が、当該いじめの解決のために当該児童等の転校を実施することまたは実施したこと。</p> | <p>校が指定する制服、体操服、鞆、名札、上鞆その他の学校生活において必要と区長が認める物品の購入費の合計額</p> <p>(2) 転校先の学校に通学するための交通費(公共交通機関の運賃または自家用車のガソリン代)</p> | |
| いじめ被害者所有物に係る現状回復支援事業 | <p>(1) 補助金の申請者が品川区内に住所を有していることまたは品川区内に住所を有していたが、いじめを要因として品川区外に住所を有するに至ったこと。</p> <p>(2) 加害児童等のいじめにより被害を受けた物品であること。</p> <p>(3) いじめにより</p> | いじめによる被害を受けた物品の買換えに要する購入費 | いじめ事案1件当たり 10,000 円 |

| | | | |
|------------------|--|--|-----------------------------------|
| | <p>被害を受けた物品が、学校生活に必要と認められること。</p> <p>(4) 加害児童等およびその保護者に対して、その被害に係る損害賠償を請求することに困難な事情があると認められること。</p> | | |
| 心理カウンセリング費用等支援事業 | <p>(1) 補助金の申請者が品川区内に住所を有していることまたは品川区内に住所を有していたが、いじめを要因として品川区外に住所を有するに至ったこと。</p> <p>(2) いじめを受けた児童等が、当該いじめにより生じた心理的影響の軽減または解決を目的として、医療機関において心理カウンセリングを受けること。</p> <p>(3) 心理カウンセリングが、いじめを受けた児童</p> | <p>いじめにより生じた心理的影響の軽減または解決のために医療機関における心理カウンセリングに係る以下に掲げる費用</p> <p>(1) 心理カウンセリングに係る費用のうち、保険適用外費用</p> <p>(2) 心理カウンセリングに関連する交通費(児童等またはその保護者が医療機関への往復に交通機関を利用した場合の利用料に限る。)</p> <p>(3) その他区長が認める費用</p> | <p>いじめ事案1件当たり</p> <p>50,000 円</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | 等が、当該いじめにより生じた心理的影響の軽減または解決のために必要であると区長が認めること。 | | |
|--|--|--|--|

備考

- 1 いじめとは、学校がいじめと認知したものまたは区長がいじめと判断したものをいう。
- 2 いじめがその発生からいじめを受けた児童・生徒の救済まで相当程度の時間を要することに鑑み、いじめの発生日の属する年度、いじめの認知日または区長が判断した日の属する年度もしくは補助対象経費の発生した日の属する年度に関わらず、これらの年度を通じて1件と算定する。
- 3 転校費用等支援事業の補助対象経費のうち、第1号の経費は児童等が転校した日の属する年度のみを補助対象とする。また、第2号の経費については、児童等が転校先の学校を卒業等するまでの期間を補助対象とする。
- 4 転校費用等支援事業について、転校した児童等の世帯の兄弟等が同時に転校した場合においては、学校がいじめと認知した当該いじめまたは区長がいじめと判断した当該いじめの被害を受けた児童および生徒のみを対象とする。
- 5 いじめ被害者所有物に係る現状回復支援事業に基づく補助金の交付後、当該補助金の交付を受けた者(以下「被補助者」という。)が加害者の保護者から物品の補償を受け、または被害を受けた物品が学校生活に不要と認められたときは、当該被補助者は、当該補償を受けた額(当該補助金の交付額を上限とする。)を返還しなければならない。
- 6 心理カウンセリング費用等支援事業における心理カウンセリングとは、公認心理師(公認心理師法(平成27年法律第68号)の規定による公認心理師の登録を受けている者をいう。)または臨床心理士(公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士として登録を受けている者をいう。)が行うものをいう。
- 7 心理カウンセリング費用等支援事業における医療機関とは、医療法(昭和23年法律第205号)の規程による病院または診療所をいう。